

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット藤枝店 藤枝市内瀬戸1-2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ 沼津市三枚橋字竹の岬709-1 代表取締役 早川紀行

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社マキヤ	代表取締役 川原崎康雄	代表取締役 早川紀行	令和4年4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社マキヤ	代表取締役 川原崎康雄	代表取締役 早川紀行	令和4年4月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年6月25日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年7月5日

静岡県知事 鈴木康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エスポット駿東店 駿東郡清水町長沢字柿崎228-5

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マキヤ 沼津市三枚橋字竹の岬709-1 代表取締役 早川紀行

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社マキヤ	代表取締役 矢部隆	代表取締役 矢部彰造	平成17年4月1日
株式会社マキヤ	代表取締役 矢部彰造	代表取締役 川原崎康雄	平成20年10月7日
株式会社マキヤ	代表取締役 川原崎康雄	代表取締役 早川紀行	令和4年4月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社マキヤ	代表取締役 矢部隆	代表取締役 矢部彰造	平成17年4月1日
株式会社マキヤ	代表取締役 矢部彰造	代表取締役 川原崎康雄	平成20年10月7日
株式会社マキヤ	代表取締役 川原崎康雄	代表取締役 早川紀行	令和4年4月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年6月25日